

ジェームズ・マディソンの 政治思想の幅について

大 谷 和

目 次

1. はじめに
2. マディソンとアメリカ建国史
3. 連邦派としてのマディソン
4. 共和派としてのマディソン
5. 1つの結論

参考文献

「かくして、広汎な地域と適切な構造とを備えた連邦こそ、共和政府に伴いがちな病患を処置する共和主義的な匡正策にほかならないのである。われわれが共和主義者であることに喜びと誇りを覚えるかぎり、まさしくわれわれはまた連邦主義者としての精神を育み、その特質を支えることに熱意を示さなければならぬのである。」
(マディソン「ザ・フェデラリスト」第10篇, [5] p341)

「耕作者の大部分が道徳的に腐敗するという現象はいまだかつてどの時代にもまたどの国民のあいだにも実例としてあったためしがない。…依存は追従や金銭絶対の考えを生み、徳の芽を窒息させ、野心のたくらみに都合のよい道具を作り出す」
(ジェファソン「ヴァージニア覚書」質問19, [6] p158)

1. はじめに

この小論の中心人物ジェームズ・マディソン（1751～1836）の政治的な師匠であったジェファソンが第3代大統領になった時、敗れた連邦派は、「アナーキスト」である「気違いトム」の勝利によって、合衆国がフランスの衛星国となり、ギロチン、強制徵発、肅清等の恐怖が、眼前で実現すると真剣に考えたといわれる。（[7] p52）

もちろん、こうしたこととはおこらなかったが、このジェファソン大統領の、國務長官を務めたのが、マディソンであった。ところが、このマディソンは敗れた連邦派の仲間とともに「ザ・フェデ

ラリスト」（1787～88年）[1] というアメリカ初期の政治論文集の筆者の一人でもあった。

1780年代の連邦派が、どのような理由で、反対派閥となる1790年代の共和派に、政治思想の位置を変えていったのか。また、どの点で変わっていったのか。別の見方をすれば、マディソンの政治思想の幅の大きさを、この小論で論じる。

2. マディソンとアメリカ建国史

マディソンのアメリカ政界への登場は、生れ故郷ヴァージニア邦の議会議員をへて、この邦の連合会議代表となったことが出発点になっている。フィ

ラデルフィアの連邦憲法制定会議（1787年）の前身ともなったアナポリス会議（1786年）を準備し中央政界にはいった。この間、連合体としてのアメリカでは弱体であることを痛感し、連邦憲法の基礎をつくろうとした。同時にハミルトン、ジェイとともに「ザ・フェデラリスト」という論文集を発表し、連邦派として、反連邦派と論争をおこなった。

1789年には、1788年に発効したアメリカ連邦憲法に権利の章典を明記し（憲法修正1～10条）、憲法への不満派をなだめ、政治家としての力量を示した。

1801年、ジェファソンが第3代大統領となると、国務長官になり、ジェファソンとともに、初代（ワシントン）、2代（アダムス）と続いた連邦派の大統領の政策に共和派による修正をおこなった。

1809年にはジェファソンの後を継いで、第4代大統領になった。

次に、より詳しく、マディソンの政治経歴と、彼が影響を受けたり関係したアメリカ建国史における事件とを、年代順に並べると次のようになる。
〔5〕〔8〕より作成

- | | |
|-------|--|
| 1751年 | ジェームズ・マディソン、ヴァージニア植民地にて生れる。 |
| 1764年 | 砂糖条令、通貨条令発布 |
| 1765年 | 印紙条令発布 |
| 1769年 | マディソン、学士号をとる（政治学、歴史、神学を中心研究）。 |
| 1773年 | ボストン港茶投棄事件 |
| 1774年 | 第1回フィラデルフィア大陸会議 |
| 1775年 | アメリカ独立戦争（～1783年） |
| 1775年 | 第2回フィラデルフィア大陸会議 |
| 1776年 | マディソン、ヴァージニア独立のための協議会代表となる。マディソンは独立派内の稳健派に属する。 |
| 1776年 | アメリカ独立宣言 |
| 1777年 | 第4回フィラデルフィア大陸会議、連合規約採択 |
| 1780年 | マディソン、大陸会議の代表となる（～1783年11月）。 |
| 1781年 | 連合規約の批准 |
| 1783年 | パリ条約：アメリカ独立を承認、ベルサイユ条約：アメリカ独立戦争終結 |
| 1784年 | マディソン、ヴァージニア協議会の議員 |

となる。

- | | |
|-------|---|
| 1786年 | シェイズの反乱事件 |
| 1786年 | マディソン、アナポリス会議にヴァージニア邦代表として参加 |
| 1787年 | フィラデルフィア憲法制定会議、マディソン、連邦憲法案の草案をねる。ヴァージニア邦代表として制定会議に参加する。 |
| 1787年 | マディソン、「ザ・フェデラリスト」に執筆（～1788年） |
| 1788年 | マディソン、ヴァージニア邦憲法批准会議において活躍 |
| 1788年 | アメリカ連邦憲法が発効 |
| 1789年 | 第1回連邦会議開催、ワシントン初代大統領になる（～1797年）。
マディソン、連邦議会の下院議員になる（～1797年）、さらに権利の章典（憲法修正1～10条）を加えようとする。 |
| 1794年 | 中立法、ジェイ条約。党派対立激化する。 |
| 1798年 | 外人法・治安法（1798年）を違憲とする「ヴァージニア決議」の草案をマディソンが起草する。 |
| 1799年 | マディソン、ヴァージニア邦議会議員になる。 |
| 1801年 | マディソン、ジェファソン政権で国務長官をつとめる（～1809年）。 |
| 1803年 | ルイジアナ買収 |
| 1807年 | 出港禁止法発令 |
| 1809年 | マディソン、ジェファソンの後を継ぎ、第4代大統領に就任（2期～1817年） |
| 1817年 | マディソン、政界引退する。 |

3. 連邦派としてのマディソン

マディソンは、1777年の第4回大陸会議で採択された連合規約では、アメリカ独立戦争中という混乱期という状況を考えに入れても、アメリカ合衆国を維持できないという危機感をもったされる。この連合規約を政治理論からみればこの時期のアメリカ合衆国は、独立の主権を有する13邦の連合であり、中央政府機関となるべき連合会議は、単に各邦から委任された事項のみを行う執行機関的性格しかもたず、しかも司法権もなく、厳密な意

味での立法権、行政権もなかった。さらに、財政危機や経済安定化のための必要手段となる課税権、通商規整権もなかった。独立戦争には勝利しても、新しい国としての弱さは、マディソンの若さからの危機感とあいまって、マディソンに、新しい中央集権的な憲法に必要性を痛感させたのである。

イギリスによる、アメリカ植民地支配の中央集権機構への反感があったことから、連合規約では地方分権主義、邦の優位を主張する急進派の主張が採用されたが、結果としてはデモクラシーの行きすぎ（選挙による多数派支配の専制ートクヴィルの「多数派の専制」）と、国全体としての無政府状態との間に、ゆれ動くことになった。

こうして連邦強化、中央における強力な権力機構の必要を感じ、1787年のフィラデルフィア憲法制定会議では、マディソンが提出したヴァージニア案では、立法、行政、司法の3権分立立体制で、立法と行政には相互の拒否権により、司法は憲法の創造的な解釈権を認め、3すくみの権力均衡をはかり、立法府議員については、各州人口比による二院制定数案を内容としていた。また、権利の章典的な内容を憲法に入れる必要はないという立場でもあった。さらに邦の、無政府的な動きに対して、連邦政府が邦立法を無効にするとする明白な権限を持つという立場や、連邦政府や連邦議会の広範な権限を認めるという立場もとった。

このマディソンによるヴァージニア案は、同時期の「ザ・フェデラリスト」のマディソンの論文にも表現されている。特に3すくみによる権力均衡論の基本には、自分を含めて人間はすべて利己的存在として信用せず、その人間を抑制する仕組みを作り上げようという人間不信がある。この人間観は、独立革命戦争中の連合規約下の各邦代表、各人の利己的行動をみた経験から得られたもので「ザ・フェデラリスト」の他の著者、ハミルトン、ジェイの論文にもみられる。

マディソンは、新憲法制定過程で、次の3点で主張を変えていった。第一は、憲法の最高法条項についてであって、連邦政府が邦立法を無効にするという明白な権限を有するという、いいかえれば、邦法に対する連邦の拒否権を有するという、はじめの主張を、連邦政府の法令が最高法とするという条項を加えることでよいという主張に変えている。これは、連邦の拒否権では、内乱まで

引き起こしかねないという政治状況を知ったためである。マディソンは、拒否権よりも、最高法条項と明記しても実質的には同じ国家中心の原則を貫けると考えたからである。

第二は、連邦政府が、公共の利益のために行使する、行政・立法の広範な権限を、1つづつ列挙する必要はないという中央集権的な主張を、連邦政府、連邦議会の権限については列挙されるべきであるという主張に変えていった。この変化は、列挙にすることにより、連邦政府が権力の集中により国民一般の自由を抑圧することを防ぎ、連邦議会の権限の列挙は、法の支配の概念を補強すると考えたためである。民主主義に強い不信感を持ちながらも、最終的には「人民主権」を政治思想の基礎においていたマディソンがうかがえる。

第三は、連邦憲法に権利の章典を明記することを否定していた主張を、まず、戦術的にみて加える必要があるという主張から、さらに政治家としての主義の面から加える必要があるという主張に変えていった。ジェファーソンの議論から、権利の章典が加わることによって連邦憲法が自由な共和政体の、今までの各邦憲法のように、よりすぐれた政治文書になると確信するようになったといわれている。以下でみるように、ハミルトンのように徹底した中央集権的な連邦政府の主張とはすでに異なった連邦派であったマディソンの政治思想が、この3点での変化にみられる。

4. 共和派としてのマディソン

連邦派に対立した共和派の中心的な主張とは何であったかについては、諸説がある。ジェファーソンが共和派の中心であったことから、「独立自営農民を中心に考えるアメリカ」という農本主義が、中心的な主張とする説をとると、中小商工業者にも共和派が多かったという事実から、説明がつかない。むしろ、この小論の冒頭で述べたような、政治家の重要な資質は誠実さとし、独立宣言にみられるような理想的かつ急進的改革思想を、いくらかづつでも持った政治的派閥と把握した方が妥当するのではないか。また、〔6〕でも徳性ある市民からなる「均衡混合政体」という、古代ギリシャ＝ローマの共和制を模範とする派としている。ワシントン政権下の1794年、連邦派と共和派との対立が激化した背景には、独立戦争の終結後10年、

また、連邦憲法制定後5年がたち、また、内政面ではハミルトン財務長官による急激な商工業振興策の成功、しかし、その裏面での農民の困窮化があると考えられる。いいかえれば独立宣言の理想的の忘却、連邦憲法で行政権限の拡大解釈による各邦、各人への権利侵害、独立自営農民の困窮化による農業立国の理想の崩壊がこの頃、急速に人々には明白になってきたためと考えられる。このことは、共和派を構成していた人々には、連邦憲法制定時の、連邦憲法案批准支持派（3までの連邦派（フェデラリスト））、批准反対派（反フェデラリスト）、現実を改革しようとする急進的な見解をもつ人々であったことからもわかる。

共和派に、アメリカの現状について危機感を持たせたハミルトンの財政政策は①外国に対する債務の契約通りの返還、②独立戦争中の合衆国の国内債務を、額面価格で新連邦政府が引き受け、③戦争中の各邦の債務も新連邦政府が肩代り引き受けることとし、公信用の確立により新国家の基礎をかためようとした。さらに、中央銀行としての合衆国銀行の設立、対外的には保護関税政策により製造工業の育成をはかるという、現在の経済政策論からみても、新興国の経済的基盤を築くものとしては妥当なものであった。

新興国の経済発展には、強力な中央集権統一政府が必要であるのは、現代でも真理であろうが、この強力な中央集権制は、アメリカ連邦憲法の3つの原理のうち、「人民主権」と「抑制された政府」に反する政治体制になり、また、現在でも問題になる、商工業についての規範がない時期に、商工業振興がすすめられる時の議員への買収・圧力などの政治的腐敗、怠惰・奢侈がひろがることによる倫理的・道徳的な腐敗を生んだ。共和派には、この腐敗は、古代ギリシア＝ローマの共和制を崩壊させた腐敗と二重写しになり、共和派の危機感を高めることになった。こうして、共和派による連邦派への「君主主義者」「貴族寡頭主義者」「抨金主義者」という批判は、当時のアメリカ国民にとって妥当と思わせたのである。

5. 1つの結論

マディソンが連邦派から共和派への移行していくことにより、「アメリカ憲法の父」と称された人物が、このように移行していくことに、アメ

リカという連邦制の国家を理解する1つの鍵を見つけようとするのが、この小論の目的である。1780年代には連邦憲法批准推進派であったマディソンが、ハミルトンの連邦派から離れていた理由は、ハミルトンの財政政策をすすめることに伴なう中央集権的国家の完成への危惧があったと思われる。第1に、マディソンは中央集権統一政府でもなく、また主権をもった邦の集合体としての連合でもないという、両者の良いところをもつ連合システムを理想としていたは、〔1〕の第39篇でみられる。第2に、ハミルトンが当然にも行政政府の強化、司法部の優位を考えていたのに対し、マディソンは、ハミルトンと同じように立法府が実質的に優位になる危険性を認めながらも、国民の立法府議員の選出を最重要と考える、民主政治の原理は、どうしても守らねばならない政治原理と考えていた。マディソンは、憲法の「人民主権」の原理は、「大衆は善良でも賢明でもない（ジェイ）としながらも「富裕は精神を腐敗させ、権力欲をはぐくみ、抑圧的な政治となる」（グバナー・モリス）ため、「市民大衆が彼らが守るべき法を作り、彼らを統治すべき為政者を選ぶことに、発言権をもたせないわけにはいかない」（マディソン）という、優れた、かつ微妙なバランス感覚によって、守られるべきものとした。アメリカ連邦憲法の中には民主主義という言葉がないことからもわかるように、アメリカ連邦憲法の制定には、独立宣言以来のアメリカ中の「民主主義の騒乱と愚かさ」（エドモンド・ランドルフ）を抑えるのが主眼であったとされるが、この憲法を起草したマディソンは、現実政治では、独立宣言での人民主権の理想を忘れてはいなかったのである。これら2つの点についての、ハミルトンとの差異がマディソンの共和派移行の主な理由であったと考えられる。ハミルトンが、民主主義からくる各邦や国民の多数派の専制行動や無政府的行動から、強力な中央集権的連邦政府の必要という政治信条から離れられないという、政治思想に幅がなかったのに対し、マディソンには民主主義の現実面に同じような嫌悪感を持ちながらも、独立宣言にみられる古典的な共和制の理想主義的政治思想を放棄しなかったという点で、政治思想に幅があったということである。同じように、民主主義の行きすぎからの騒乱と愚かさを経験しても、わずかで微

妙な、政治思想の幅が結果として、大きな主張のちがいになったということになる。これは、社会科学における、はじめの微妙なちがいが、結果として大きな主張のちがいになるという原則を、アメリカ建国史の連邦派と共和派にもみられたということになる。

最後に、アメリカ連邦憲法は現在の日本国憲法

にも影響を与えており、また、アメリカ連邦憲法の注釈書である「ザ・フェデラリスト」は、大日本帝国憲法をつくった伊藤博文、金子堅太郎の研究書、参考書でもあったことを考えると、マディソンの政治思想の幅についての研究は、日本人にとって意義があると我々は考える。

参考文献

- [1] Hamilton. A, Madison. J, and Jay. J, *The Federalist Papers* (Penguin, 1961)
- [2] Merriam. C.E., *A History of American Theories* (Kelley, 1969)
- [3] Meyers. M (ed), *The mind of the Founder, sources of the political thoughts of James Madison* (Brandeis University Press, 1973)
- [4] ケッシャム・ラルフ「アメリカ建国の思想」佳知監訳（時事通信社、昭和51年）
- [5] 「フランクリン、ジェファソン、マディソン、ハミルトン、他」松本他訳（中央公論社、世界の名著33、昭和45年）
- [6] 明石紀雄「トマス・ジェファソンと『自由の帝国』の理念」（ミネルヴァ書房、1993年）
- [7] 江川良一「新共和国の試練」（「アメリカ合衆国の発展」第3章（横野出版、昭和59年））
- [8] 渋谷一郎「アメリカ革命の政治思想」（近代政治思想史(2)、第3章（有斐閣新書、1977年））
- [9] 関元「アメリカの原像」（毎日新聞社、昭和51年）
- [10] 松本重治「アメリカ民主主義思想の原型」（上記の〔5〕の中）
- [11] 大谷和「『アロウの一般不可能定理』の分析と批判」（時潮社、1996年）
- [12] _____, 「トマス・ジェファソンの2つの政治思想」奈良県立商大「研究季報」第8巻第4号、1998年3月、pp. 65~67.

〔後記〕この小論は、平成9年度奈良県立商大の共同研究費の助成を受けて、「北米地域研究」のために書かれたもの一部である。